第八十号議案

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

15　法附則第十五条第四十七項の条例で定める割合は、零とする。

附　則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理　由

地方税法の改正を考慮し、一定の先端設備等に該当する機械及び装置等に対する固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十一号議案

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「指定及び」を「指定居宅サービス事業者の指定又は」に改め、「申請」の下に「に係る場合」を加え、「法人及び」を「法人又は」に改める。

第二条の五中「法人」の下に「（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定（公募指定を除く。）若しくはその更新の申請又は公募指定に係る応募に係る場合にあっては、法人又は病床を有する診療所を開設している者）」を加える。

第二条の十三中「指定及び」を「指定介護予防サービス事業者の指定又は」に改め、「申請」の下に「に係る場合」を加え、「法人及び」を「法人又は」に改める。

第二条の十九第一項中「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）」及び「同令」を「省令」に改め、同条第二項中「介護保険法施行規則」を「省令」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

介護保険法施行規則の改正に伴い看護小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の申請等に係る場合においてその指定等をすることができる者に病床を有する診療所を開設している者を加える等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十二号議案

仙台市公害防止条例の一部を改正する条例

仙台市公害防止条例の一部を改正する条例

仙台市公害防止条例（平成八年仙台市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号イ中「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

第二十五条第一項第八号中「第五条第一号」を「第三十五条第一号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

大気汚染防止法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十三号議案

仙台市市民センター条例の一部を改正する条例

仙台市市民センター条例の一部を改正する条例

仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表一の表仙台市西多賀市民センターの項中

「

第二会議室	一時間につき　六一〇円
和室(1)	一時間につき　七八〇円
和室(2)	一時間につき　三九〇円
和室(3)	一時間につき　三九〇円
調理実習室	一時間につき　七二〇円

」を

「

第二会議室	一時間につき　三九〇円
第三会議室	一時間につき　七八〇円
会議室兼調理実習室	一時間につき　七八〇円
和室	一時間につき　三九〇円

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　仙台市西多賀市民センターに係る改正後の別表一の表の規定は、この条例の施行の日以後に仙台市西多賀市民センターを使用する場合について適用する。

3　改正後の別表一の表の規定に係る仙台市西多賀市民センターの使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理　由

西多賀市民センターの改築に伴い、同センターの使用料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十四号議案

仙台市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業使用料及び手数料条例（昭和六十三年仙台市条例第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を次のように改める。

六　非紹介患者初診加算料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第四号に掲げる初診（以下この号において「初診」という。）に係る加算料をいう。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　医師である保険医（健康保険法第六十四条に規定する保険医をいう。以下この号及び次号において同じ。）による初診の場合　五千四百円

ロ　歯科医師である保険医による初診の場合　三千二百四十円

第二条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　再診患者加算料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第五号に掲げる再診（以下この号において「再診」という。）に係る加算料をいう。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　医師である保険医による再診の場合　二千七百円

ロ　歯科医師である保険医による再診の場合　千六百二十円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第二条第一項第六号イの規定は、この条例の施行の日以後の医師である保険医（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医をいう。以下同じ。）による初診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第四号に掲げる初診をいう。以下同じ。）の場合に係る非紹介患者初診加算料について適用し、同日前の医師である保険医による初診の場合に係る非紹介患者初診加算料については、なお従前の例による。

理　由

保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正に伴い、医師である保険医による初診の場合に係る非紹介患者初診加算料を改定するとともに、再診患者加算料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第85号議案

あらたに生じた土地の確認に関する件

本市の区域内にあらたに生じた土地を次のとおり確認することにつき，地方自治法第９条の５第１項の規定により，議決を求める。

位　　置	面　　積
仙台市宮城野区中野字高松96の72，96の77，96の92，239の６，中野字中曲１の４，13の３，27の４，中野字船入５の５，５の６に隣接する公有水面埋立地及び港四丁目10の５，10の６，24地先の公有水面埋立地	平方メートル 54,034.81

備考　地番は平成30年５月２日現在のもの

第 86 号議案

住居表示を実施する市街地の区域及び
住居表示の方法の決定に関する件

本市における住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め，当該区域における住居表示の方法を街区方式とすることにつき，住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定により，議決を求める。

別　図

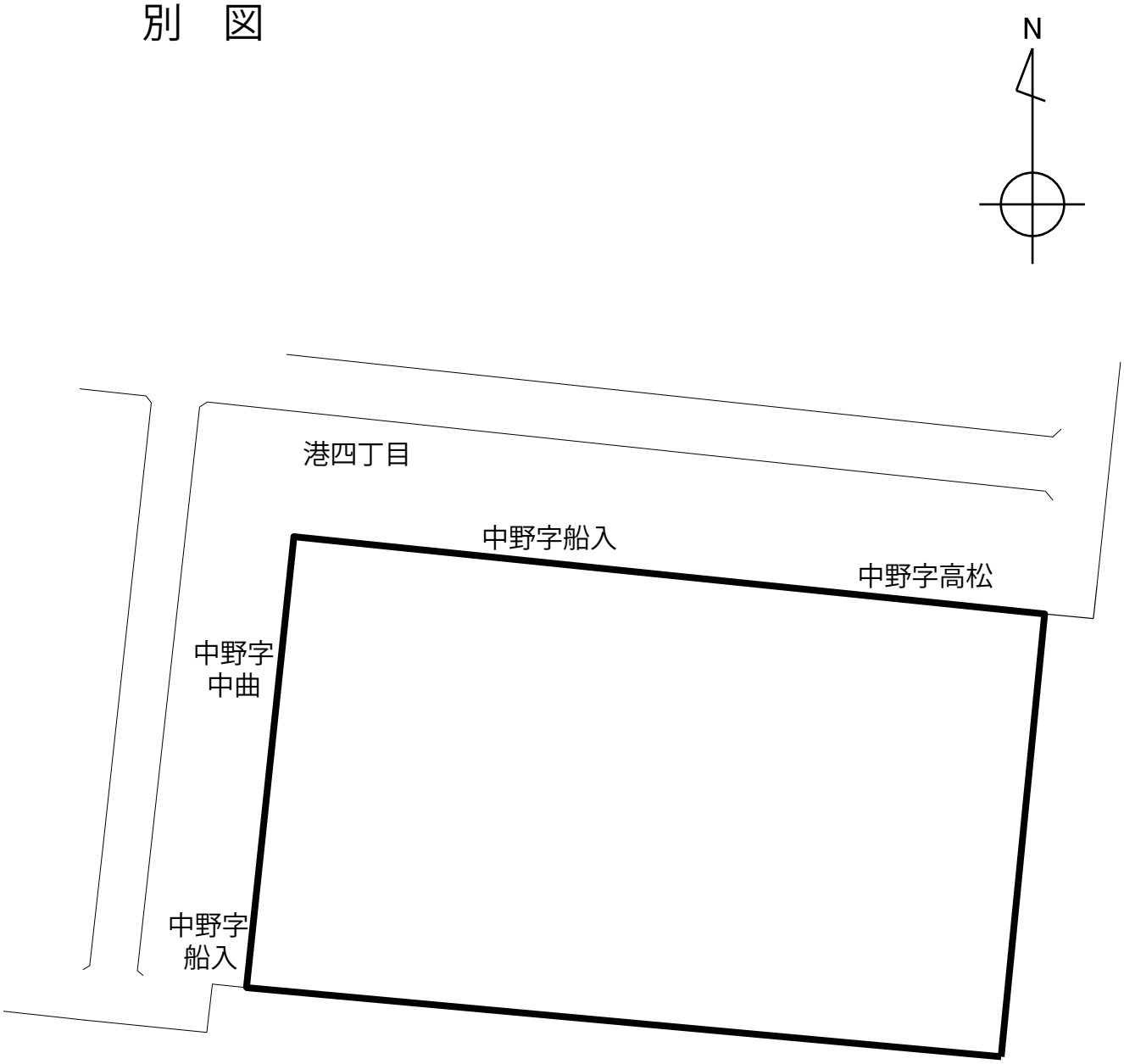

区　域 ━━━━

第87号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき，道路法第8条第2項の規定により，議決を求める。

路線名	起点 終点
芋沢赤坂線	仙台市青葉区芋沢字赤坂21番8 同　52番5
堀の内歩行者専用道路線	仙台市太白区西多賀五丁目2番10 同　富沢三丁目122番4
中田二丁目4号線	仙台市太白区中田二丁目708番75 同　708番76
袋原一丁目3号線	仙台市太白区袋原一丁目29番3 同　29番15

第88号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により，特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき，同条第3項の規定により，報告し，承認を求める。

1　仙台市市税条例の一部を改正する条例

2　仙台市手数料条例の一部を改正する条例

3　仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一　仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年四月二日

仙台市長　郡　和　子

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十八条第一項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十二条第一項」に、「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

2　改正後の附則第十一項の規定は、平成三十年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十九年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

二　仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年三月三十日

仙台市長　郡　和　子

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の七を第二条の八とする。

第二条の六第五項中「第二条の三第十一項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条を第二条の七とする。

第二条の五第一項中「第二条の七」を「第二条の八」に改め、同条を第二条の六とする。

第二条の四第一項第一号中「第二条の七」を「第二条の八」に改め、同条を第二条の五とする。

第二条の三第一項第一号中「第二条の七」を「第二条の八」に改め、同条を第二条の四とする。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（介護保険法第百十五条の三十五の規定に基づく事務に係る手数料）

第二条の二　市長は、介護保険法第百十五条の三十五第二項の規定による公表に係る同条第一項の規定による報告をしようとする者から、介護サービス情報公表手数料として、次の各号に掲げる公表の区分ごとに、一件につき、六千円を徴収する。

一　訪問介護及び夜間対応型訪問介護の両方又はいずれかに係る公表

二　訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の両方又はいずれかに係る公表

三　訪問看護、介護予防訪問看護及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三十八条に規定する指定療養通所介護（以下この条において「指定療養通所介護」という。）（訪問看護又は介護予防訪問看護と一体的に行われるものに限る。）の全部又は一部に係る公表

四　訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの両方又はいずれかに係る公表

五　通所介護、地域密着型通所介護（第三号及び次号に規定する指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の全部又は一部に係る公表

六　通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び指定療養通所介護（通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションと一体的に行われるものに限る。）の全部又は一部に係る公表

七　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の全部又は一部に係る公表

八　福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の全部又は一部に係る公表

九　定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る公表

十　小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の両方又はいずれかに係る公表

十一　認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の両方又はいずれかに係る公表
十二　複合型サービスに係る公表
十三　居宅介護支援に係る公表
十四　短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護の全部又は一部に係る公表
十五　短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるものに限る。）並びに介護保健施設サービスの全部又は一部に係る公表
十六　短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるものを除く。）の両方又はいずれかに係る公表

2　市長は、介護保険法第百十五条の三十五第三項の規定による調査を受ける者から、介護サービス情報調査手数料として、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、一件につき、当該各号に定める額を徴収する。

一　訪問介護及び夜間対応型訪問介護の両方又はいずれかに係る調査　二万四千円
二　訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の両方又はいずれかに係る調査　二万四千円
三　訪問看護、介護予防訪問看護及び指定療養通所介護（訪問看護又は介護予防訪問看護と一体的に行われるものに限る。）の全部又は一部に係る調査　二万四千円
四　訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの両方又はいずれかに係る調査　二万四千円
五　通所介護、地域密着型通所介護（第三号及び次号に規定する指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の全部又は一部に係る調査　二万四千円
六　通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び指定療養通所介護（通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションと一体的に行われるものに限る。）の全部又は一部に係る調査　二万四千円
七　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の全部又は一部に係る調査　二万五千円
八　福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の全部又は一部に係る調査　二万四千円
九　定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る調査　二万五千円
十　小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の両方又はいずれかに係る調査　二万三千円
十一　認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の両方又はいずれかに係る調査　二万三千円
十二　複合型サービスに係る調査　二万五千円
十三　居宅介護支援に係る調査　二万三千円
十四　短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び

介護予防短期入所生活介護の全部又は一部に係る調査　二万五千円

十五　短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるものに限る。）並びに介護保健施設サービスの全部又は一部に係る調査　二万五千円

十六　短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるものを除く。）の両方又はいずれかに係る調査　二万五千円

附　則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三　仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年三月三十日

仙台市長　郡　和　子

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号を次のように改める。

四　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者

第四条第三項に次の一号を加える。

十　五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附　則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

第 89 号議案

仙台市農業委員会の委員の任命に関する件

別紙の者を仙台市農業委員会の委員に任命することにつき，農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，赤間敬，加藤和江，菅野則義，佐々木均，佐藤千治，佐藤昭幸，品川忠夫，髙橋勝彦，中野勲，嶺岸若夫，加藤和彦，郷古雅春，大泉権吾，大里重市，佐藤とみ，鈴木通，鈴木正年，松原菊男及び結城一吉

第 90 号議案

仙台市資産等公開審査会の委員の委嘱に関する件

仙台市資産等公開審査会の委員芹澤英明，飯島淳子，中村彰二，成田由加里及び橋浦佳子は平成30年 6 月30日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に委嘱することにつき，仙台市資産等公開審査会条例第 4 条第 2 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，芹澤英明，中原茂樹，丸山水穂，成田由加里及び橋浦佳子